

2 宮城県市町村合併推進要綱（平成11年度）

前年度実施された「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究」における結果や、総合計画に掲げられた基本戦略の1つである「地方分権の時代にふさわしい地域社会の仕組みづくり」で示された基本的な施策の方針等を踏まえ、平成12年3月に「宮城県市町村合併推進要綱（以下「要綱」という。）を策定した。

要綱は、合併旧法の期限である平成17年3月までの5年間を当面の目標期間として市町村合併を推進するため、合併に対する県の基本的な考え方や支援策等を明確にすることに加え、県内各地での市町村合併の議論が円滑に進み、より実りあるものとなるよう、市町村の関係者や地域の住民が市町村合併を検討する上での参考や目安となる事柄を示すために策定された。

また、要綱では、「みやぎ新しいまち・未来づくり推進構想調査研究報告書」で提示された市町村の組合せを基に、本県において市町村合併を推進することが適当である組合せも提示した。

加えて、副知事を本部長とし、各部長や各地方県事務所長等を委員とする「宮城県市町村合併推進本部」を庁内に設置すること等により、県としての支援体制を整備することや、公共的民間団体が行う市町村合併に向けた気運醸成のための事業費に対する助成、講演会の開催やパンフレットの配布等を通じた啓発事業の実施、合併協議会事務局への県職員の派遣、合併市町村が行う各種施設整備等に要する経費に対する財政支援など、市町村合併の推進のため県が行うべき支援等についても盛り込まれた。

なお、要綱は平成14年1月に改正され、市町村合併への取組の進展を踏まえた県としての新たな支援策が盛り込まれた。

※宮城県市町村合併推進要綱（平成12年3月）は「第4章 参考資料4（P182）」参照